

附 則

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを「(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例)」に改め、同条第一項中「(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第二條の規定により代用されるものを除く。次条において同じ。)」を削り、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改める。